

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■ 中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

① 老朽建物の更新を契機とした個性的で魅力的な都市空間づくり

現 状

中心市街地や拠点地区では、昭和40年代に都市化の進展とともに建設された木造建物が老朽建物となっており、更新時期を迎えている。こうした老朽建物の更新が個別に進められた場合、以下のような事項が懸念される。

- ・更新建物と老朽建物の混在による一体感のないまちなみの形成【Ⅳ－①－１】
- ・市街地再開発事業などによる面的な高度利用と都市整備が難しくなる
- ・更新後の建物の形態意匠がばらばらで、統一感のないまちなみとなる

また、老朽建物が多く現存する地区では、管理の不十分な老朽空き家として放置される場合や、コインパーキングなどに利用される【Ⅳ－①－２】など、魅力ある市街地となっていない地区もある。

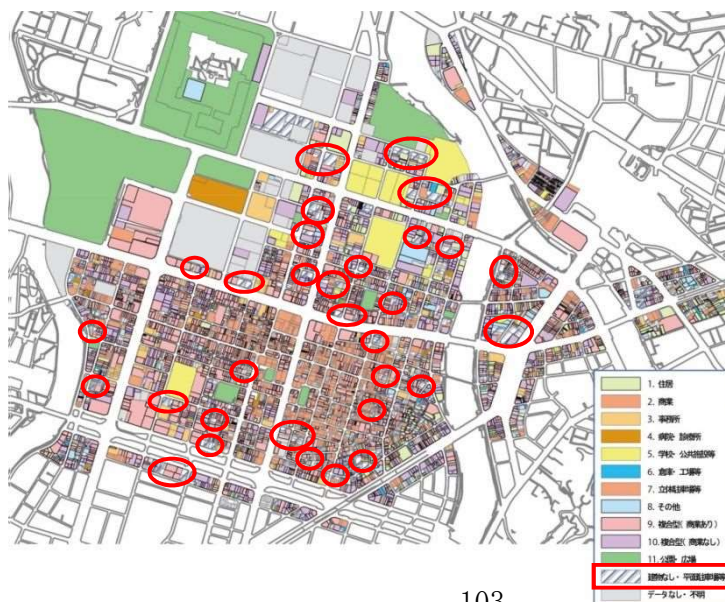
■Ⅳ－①－１ 新築建築物と老朽化した建物の混在している事例

- ・高層マンションやオフィスビルなどへの建替えが進行する街区において、建替えが進行せず、新しい建物と老朽化した建物が混在している地区がある。



■Ⅳ－①－２ 広島市都心部での空き地などの状況

- ・建築年数が30～50年の街区が散在し、建築物の老朽化が進行している。
- ・都市部において、空き地やコインパーキングなどの平面駐車場が散在している。



資料：広島市都心部実態調査結果
概要(広島県)より作成

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

②エリアマネジメントによる継続的な都市づくり

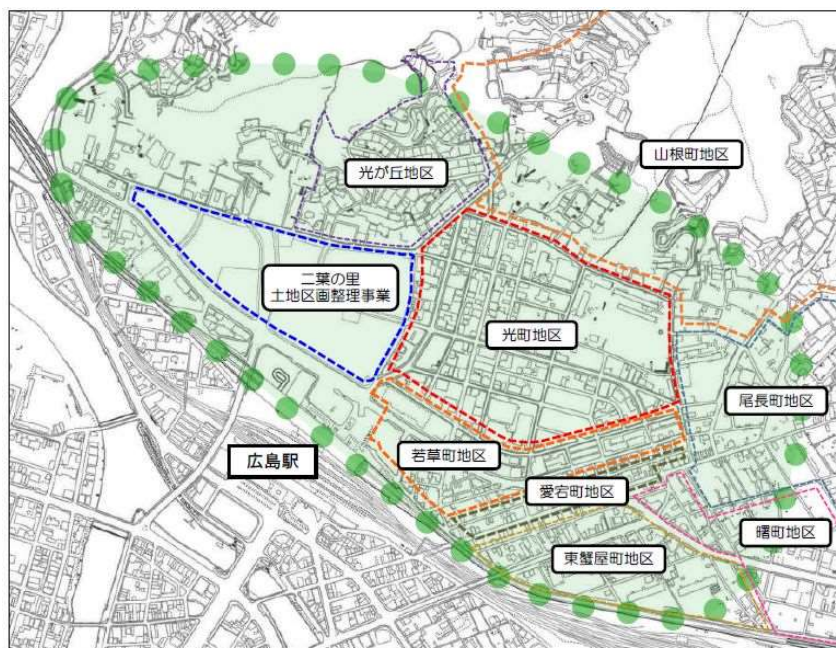
現 状

近年、エリアマネジメントの取組が全国で導入されている。エリアマネジメントとは、地域における良好な景観の創出や地域の価値を維持・向上させるための住民、事業者、地権者などによる主体的な取組で、導入するメリットとして、快適な地域環境の形成とその持続性の確保、快適な環境の形成による地域活力の回復・増進、活力増進による資産価値の維持・増大、活動そのものを通じて住民・事業者・地権者の地域への愛着や満足度が高まることなどがある。

県内でもエリアマネジメントの取組が始まっているが【Ⅳ－②－１，２，３】，活動の普及には初期段階におけるまちづくりを行う人材の不足や活動資金の調達などの課題がある【Ⅳ－②－４】。

■Ⅳ－②－１ エキキタまちづくり会議の例

- ・広島駅周辺の整備・開発を契機に、エキキタのにぎわいづくりのため、東区役所がエキキタ内の企業や住民などに声をかけて意見交換を開始。その結果、地域住民や関係事業者で構成するエリアマネジメント組織(エキキタまちづくり会議)を立上げ、まちづくり活動を展開している。



資料:エキキタエリアマネジメント活動計画(広島市ホームページ)

定常の活動

平和と祈りのタベ（都市公園、歩道および社寺境内）



概要: 東区二葉の里歴史の散歩道沿いにある神社仏閣の参道に約千本のろうそくを灯し、原爆によって亡くなられた人々の霊を慰め、世界各地から平和式典に来訪される方々とともに世界平和を祈念した。

実施期間: 2017年8月5日(土)

成果と課題: 地域の魅力である神社仏閣の歴史的価値についてPRすることができた。月日固定かつ開催時間が短いため、開催費用の確保が課題。

スイーツラリー（広島駅南口地下広場および各店舗）



概要: エキキタエリアにある、魅力的なスイーツ店を巡るスタンプラリーを実施。エリア内を散策しながら、新たな魅力の発見に繋がるとともに、若い世代の女性を惹きつけ、新たなにぎわいを創出した。

実施期間: 2018年2月1日(木)～2018年3月15日(木)

成果と課題: 期間限定のスイーツの開発・販売をするなど、毎年バージョンアップを続けている。イベントの効果検証と開催費用の確保が課題。

エキキタイルミネーション（ペDESTリアンデッキ、歩道および各店舗）



概要: オフィスなどが多いエキキタエリアにおいて、夜になると暗く不安を感じる道も多い。明るく開放的になった広島駅新幹線口広場から、イルミネーションの光を繋げ、エキキタエリア内への誘導・集客を図る。

実施期間: 2017年11月～2018年1月

成果と課題: 個店でも参加できる仕組みを導入し、徐々に参加企業・店舗も増えている。回遊から消費に繋げるための仕組み作りが課題である。

エキキタカラフルマルシェサテライトブース（ペDESTリアンデッキ）



概要: エキキタエリアで実施したカラフルマルシェのPRのため、駅出口に繋がるペDESTリアンデッキ上にテントを設置し、着ぐるみのキャラクターなどでチラシの配布などを行った。

実施期間: 2017年10月29日(日)

成果と課題: 規制の厳しい高架構造物であるペDESTリアンデッキ上で、イベントPRを実施。イベントなどで安全性などの検証・実績を積むことが必要。

新規に取り組んだ活動

エキキター斉清掃（都市公園）



概要: 指定管理者制度を受託するために必要となる街区公園報奨金制度を受託。月1回の清掃活動を、企業や団体、地域住民などで行うエキキター斉清掃を実施。毎回100名程度が集まる定例イベントに成長した。

実施期間: 2017年6月～2018年3月

活用した制度: 街区公園報奨金制度、指定管理制度(2018年4月～)

成果と課題: 実績が認められ2018年4月からは指定管理者制度を受託。活動を継続するためには、参加企業のインセンティブを高めることが課題。

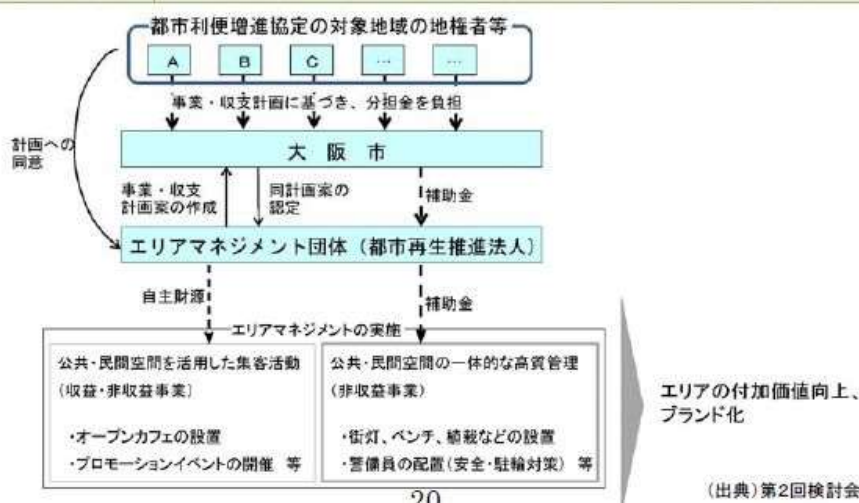
■Ⅳ－②－2 大阪版BID制度の概要

- ・大阪市では官民連携したエリアマネジメント活動を促進するために、エリアマネジメント活動に関する計画の認定、活動費用の交付等に関する事項を定めた、新たなまちづくりの制度を創設。

大阪版BID制度の概要

◆平成26年3月「大阪市エリアマネジメント活動促進制度」を制定

制度の要素項目		大阪市エリアマネジメント活動促進条例(既存制度をパッケージ化)
BID団体の公共的位置付け		都市再生特別措置法で定める「都市再生推進法人」制度を活用
活動財源の確保	BID団体の税優遇	BID団体は、一般社団法人からスタート
	BID財源の徴収・交付	都市再生特別措置法で定める「都市利便増進協定」制度の活用を前提とし、財源の徴収は地方自治法で定める「分担金制度」をパッケージ的に活用。交付は補助金として行う。
公共的空間の活用	公物管理	施設の維持管理を団体が行うことを条件に占用許可や占用料について柔軟に対応する。
	公共空間等の活用	公開空地等の活用を都市利便増進協定に位置づけることを可能とする前提のもと、その活用に係る規制緩和を別途定める。(検討中)



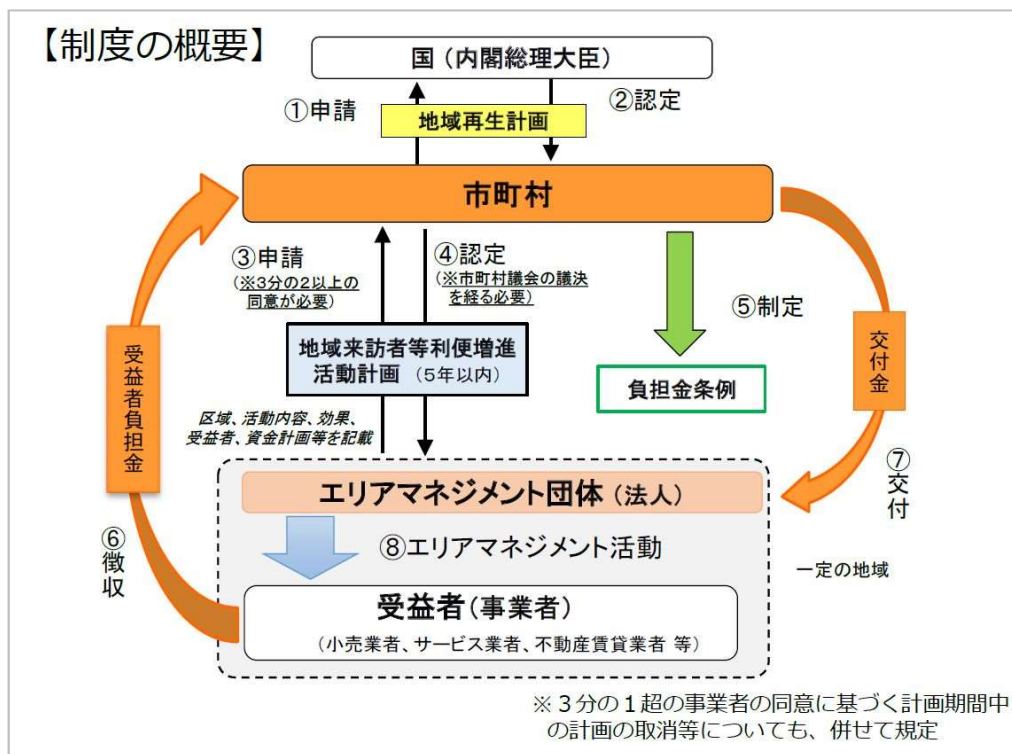
資料：日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策検討会(中間とりまとめ)
(内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局)

※BID(Business Improvement District)制度の一般的定義

- ①地理的に区画され多くの場合インナーシティに位置する地区で、不動産所有者や事業者から
- ②徴収される負担金により、その地区の
- ③維持管理、開発、プロモーションを行うもの。BIDが提供するサービスは、
- ④通り、歩道、公園やオープンスペースの維持管理、治安の改善、マーケティング、施設改善、その他の開発である。これらのサービスは、
- ⑤行政が提供しているサービスに対する付加的なもの。

■Ⅳ－②－3 地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

- ・国は、エリアマネジメント活動の安定的な財源確保のため、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者（事業者）から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度（地域再生エリアマネジメント負担金制度）を創設。



資料：地域再生エリアマネジメント負担金制度について
（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進事務局）

■Ⅳ－②－4 既存エリアマネジメント団体から挙げられた課題

- ・エリアマネジメント団体からは、収益面や人材面、継続性の確保などの課題が挙げられている。

既存エリアマネジメント団体から挙げられた課題

現在、地域における良好な環境や地域の価値の維持・向上など、様々な目的を持ち、各種活動を行っているエリアマネジメント団体が存在している。これらエリアマネジメント団体は、収益面、人材面、認知度などにおいて以下のような課題に直面しているとのこと。

◆ 主な課題

1 収益面

- ・ 地方都市で収益事業を構築するにはノウハウが必要。民間による非収益事業実施には限界。
- ・ 収益事業が軌道に乗るまでの初期資金の確保が必要。継続的運営資金も不足している。
- ・ 公益性の高い活動も行う団体が、営利企業と同じ扱いの課税をされている。

2 人材面

- ・ エリアマネジメントに携わる人材が恒久的に不足（持続的な活動のためには、ボランティアによる参加だけではなく、専任スタッフの確保が重要）。そもそも中心となる担い手がおらず、行政等と連携のとれた活動ができない。
- ・ 商店街では、高齢化が進み、権利も細分化されて居住者が減少し、新しいことに取り組む担い手がいない。

3 認知度

- ・ 団体に加入するメリットの認知が進まない。
- ・ 認知度が低く、エリアマネジメントの中心的役割を担うだけの周囲の理解が足りない。

4 継続性の確保

- ・ 関係者が変更した場合等においてもエリアマネジメント活動を継続するため、資金・人材の安定的確保、関係者のモチベーションの維持が必要。

5 個別分野

【イベント】

- ・ イベントを開催するに当たり必要となる道路占用等の必要な手続きについて、多大な時間が必要。

【公共公益施設管理】

- ・ 公共公益施設の管理に当たっての金銭的な負担が大きい。
- ・ 指定管理のみでは新たな事業展開につながらない。

【エネルギー】

- ・ 計画段階からの利害関係者との協力関係の構築、長期継続が必要（エネルギー供給事業の採算性・安定性の確保）。
- ・ 地区全体のエネルギー共同利用目標計画を事前明示する枠組みが必要。
- ・ 面的ネットワークへの接続のインセンティブ付与が必要。

資料：エリアマネジメントについて（国土交通省ホームページ）

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■都市景観形成の推進

③景観法に基づく景観計画策定の推進

現 状

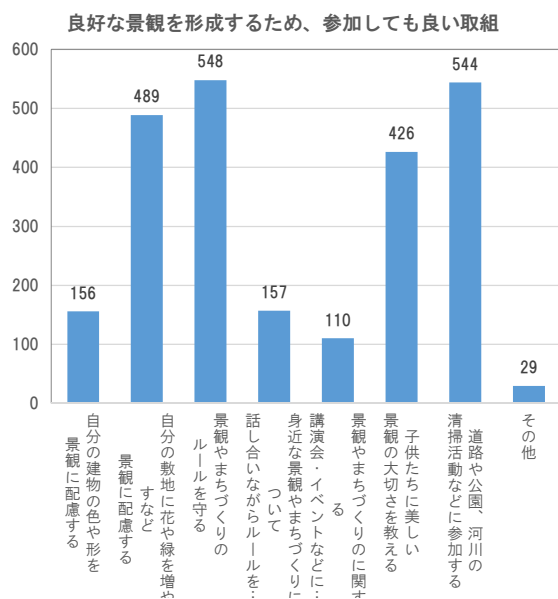
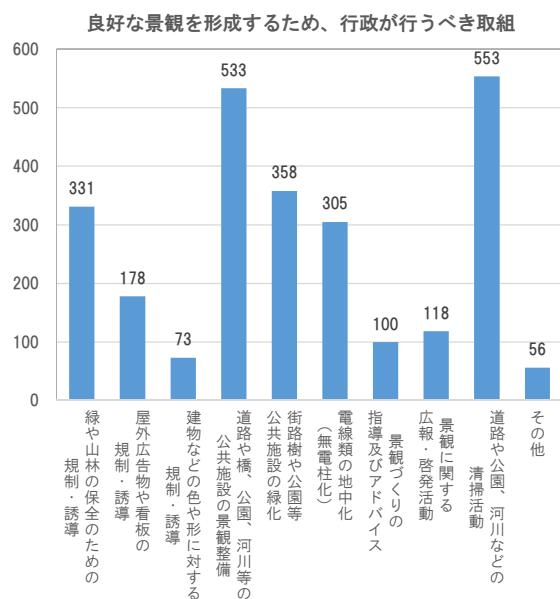
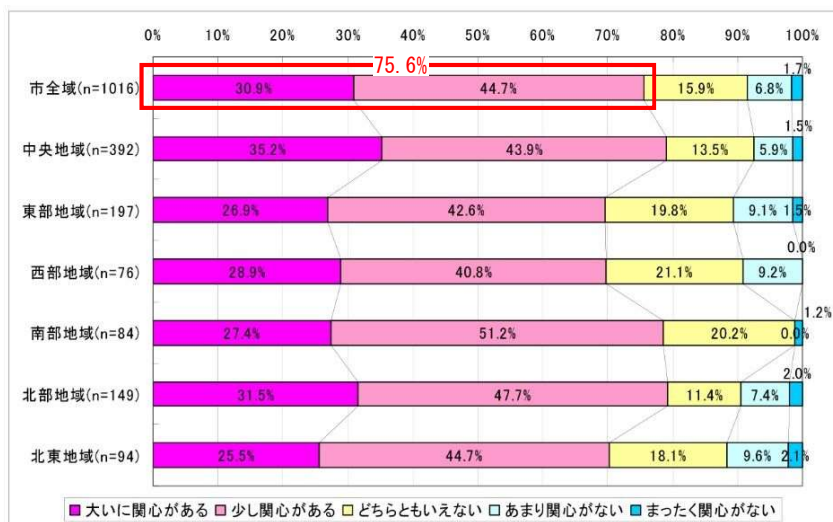
平成16年に施行された「景観法」により、良好な景観は国民共通の資産として位置付けられ、地方自治体に対して良好な景観形成に寄与する施策の策定及び実施の責務が課せられたほか、住民や事業者なども、良好な景観の形成に自ら務め、協力しなければならないとされた。

同法施行から10年以上が経過した現在では、法の基本理念の浸透などにより、住民の景観づくりや、地域の良好な景観の保全に対する市民意識は高まりつつある【Ⅳ－③－1】。

一方、本県において市町の良好な景観の形成に関する方針を定めるものである景観計画を策定した市町は6団体にとどまり【Ⅳ－③－2】，景観地区を指定する市町は1団体にとどまっている【Ⅳ－③－3】。

■Ⅳ－③－1 景観意識調査(福山市:景観形成への関心)

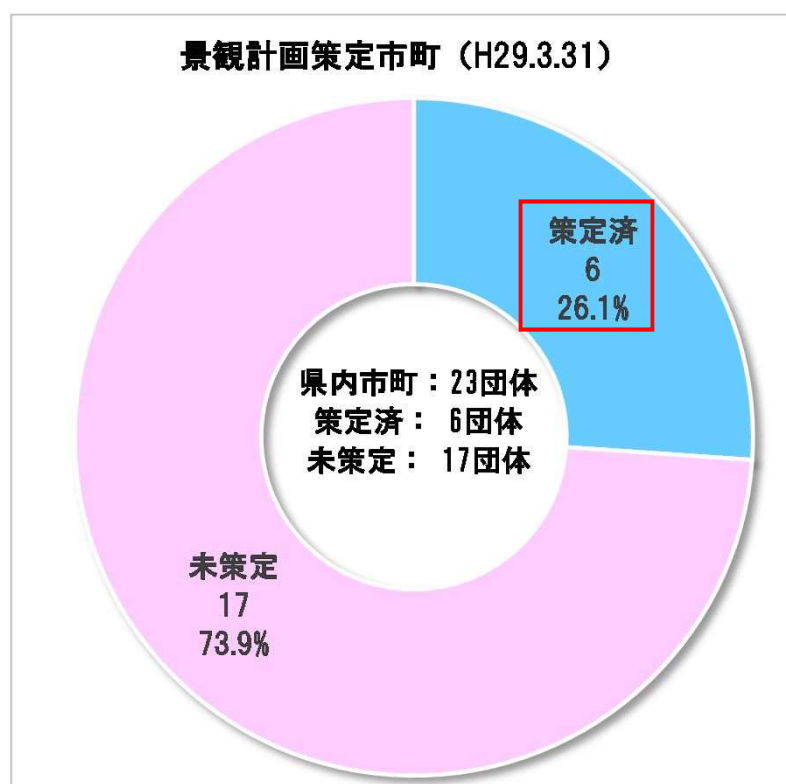
- ・福山市の市民アンケート調査によれば、7割以上が景観に関心があると回答している。
- ・行政が行うべき取組としては、道路や公園・河川などの公共施設の清掃や景観整備と回答した人が多い。
- ・参加しても良い取組としては、清掃活動やまちづくりのルールを守ると回答した人が多い。



資料: 福山市景観計画検討懇談会資料「市民アンケート調査の結果について(最終版)」より作成

■IV－③－2 市町による景観計画策定状況及び景観地区の策定状況

- ・県内において、景観計画を策定している市町は6団体である。
- ・6団体のうち、実効性を持つ景観地区を指定しているのは1団体のみである。



資料：景観法の施行状況（国土交通省ホームページ）より作成

■IV－③－3 尾道市景観地区の事例

- ・尾道市においては、尾道地区及び向島地区の約200haを景観地区の区域に指定し、地域の特性を活かした「心に残る尾道の景観」の形成を主導する地区として、景観形成に取り組んでいる。



資料：尾道市景観地区（尾道市ホームページ）

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■都市景観形成の推進

④都市景観の維持・向上

現 状

中心市街地や幹線道路の沿道，駅前の商業地などでは，人を呼び込むための不統一な看板【Ⅳ－④－１】や建物デザインなどにより，一体感のあるまちなみの形成がされていない地区【Ⅳ－④－２】があり，良好な市街地景観の形成を阻害し，都市の魅力を低下させている。

■Ⅳ－④－１ 幹線道路沿いにみられる様々な色彩や規模の屋外広告物の事例

・幹線道路沿道では，色彩や規模などの統一がされていない屋外広告物が多く出されており，良好な景観の形成を阻害している。



資料：甘日市市景観計画（甘日市市）

■Ⅳ－④－２ 不揃いなまちなみの事例

・沿道建物の高さやデザイン，外壁の色彩などの統一が不十分で，一体感のないまちなみ景観を呈する地区が形成されている。



Ⅳ. 魅力あふれる都市

■都市景観形成の推進

⑤歴史的な景観の維持・向上

現 状

県内には、古くから地域に受け継がれてきた歴史的な街道や港町、城下町、門前町など、地域の伝統文化を今に伝える歴史的な景観や歴史的建造物が今なお現存する地区【Ⅳ－⑤－１】がある。

自治体によっては、歴史的風致維持向上計画などの策定により、歴史的な景観の維持・向上を図っている【Ⅳ－⑤－２】ものの、歴史的な景観や歴史的建造物の保存を目的として建築物などに強い規制がかかることについて地域や居住者の理解を得ることが難しいなどを理由として、取組が進んでいない地区もある。

また、歴史的建造物などの維持・保全のための支援が十分ではなく、所有者の負担が生じている場合もある。

■Ⅳ－⑤－１ 三次町歴史的まちなみ景観形成地区の事例

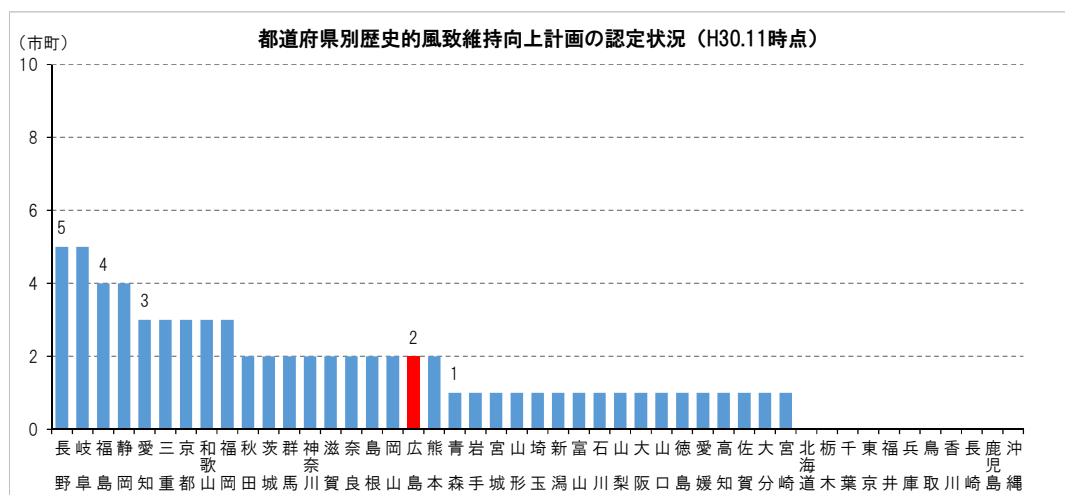
- ・三次市の三次本通り、上市・太才通りは、明治・大正期に建てられた町屋建築が数多く残っている。
- ・歴史的まちなみを活かし、町の再生を図るため住民自らがまちなみの景観形成を推進することを目的に「三次町歴みち協議会」が設立され、まちなみ整備の事業を推進している。



資料：三次町歴史的街なみ環境整備計画
(三次市ホームページ)

■Ⅳ－⑤－２ 歴史的風致維持向上計画策定状況

- ・全国では、長野県、岐阜県が5市町と最も多く、ついで福島県、静岡県が4市町となっている。
- ・広島県では、尾道市と竹原市の2市が計画を策定している。



資料：歴史的風致維持向上計画認定状況について（国土交通省ホームページ）より作成

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■都市景観形成の推進

⑥屋外広告物に関する条例などを活用した都市景観の保全・誘導

現 状

商業・業務施設の集積する中心市街地や拠点地区では、氾濫する屋外広告物により、良好な街並み景観が阻害されている場合がある。

また、屋外広告物については、適切な設置・管理がなされない場合、歩行者の通行を阻害するだけでなく、落下や倒壊などによる災害を引き起こすおそれがある【Ⅳ－⑥－１】。

■Ⅳ－⑥－１ 屋外広告物の落下事例

・平成27年2月、北海道札幌市において、ビルの外壁に緊結された看板の一部が落下し、当該建物に接する歩道を通行していた歩行者に当たる事故が発生した。



資料：広告板落下事故の概要（国土交通省ホームページ）

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■都市景観形成の推進

⑦都市景観形成を先導する公共空間・公共施設の景観整備

現 状

広島県では，“ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例”による「広島県公共事業等景観形成指針」や、市町の定める景観計画や景観条例などに基づいて、景観に配慮した公共事業が進められている【Ⅳ－⑦－1，2】。

公共空間・公共施設は道路、公園、公共建築物など数多くの種類にわたるとともに、事業規模によっては、周辺の景観に与える影響も大きい。よって、今後も景観形成を図っていく上で、公共空間・公共施設の景観整備を推進する必要がある。

■Ⅳ－⑦－1 景観に配慮した公共事業の事例(呉市・美術館通り)



■Ⅳ－⑦－2 景観に配慮した公共事業の事例(広島市・広島駅北口ペデストリアンデッキ)



Ⅳ. 魅力あふれる都市

■個性豊かなまちづくりの推進

⑧住民主体による提案制度を活用した地区計画の推進

現 状

都市計画法では、地域住民自らが都市計画の案を決定権者である地方自治体へ提案する、都市計画提案制度を定めている。他都道府県では、地域住民やまちづくり協議会などがこの提案制度を活用し、地区計画を定めることで、良好な市街地の景観や住環境の保全を図るなど、自らまちづくりを行っている地区がある【Ⅳ－⑧－１】。

一方、県内では住民のまちづくり活動に対する参加意識は高まっているものの、住民主体による地区計画の活用が進んでいない。

■Ⅳ－⑧－１ 住民発意の地区計画事例(広島市 彩が丘地区事例)

- ・団地開発時に締結した建築協定が失効することを契機とし、住民自らの発意によるまちづくりの気運が高まり、地区計画に関する勉強会の開催、住民合意形成等の活動を経て地区計画の決定に至るとともに、地区計画を補完する任意のルールを作成した。

33. 彩が丘連合町内会

～緑豊かでゆとりのある良好な住環境の維持・保全～

【功績概要】団地開発時に締結した建築協定が失効することを契機とし、住民自らの発意によるまちづくりの気運が高まり、地区計画に関する勉強会の開催、住民合意形成等の活動を経て地区計画の決定に至るとともに、地区計画を補完する任意のルールを作成しました。この活動は他地区にも影響を与える先駆的な取組でありました。



【所在地】

広島県
広島市

資料：平成26年度(2014年度)まちづくり月間国土交通大臣表彰の決定について(広島市ホームページ)

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■個性豊かなまちづくりの推進

⑨魅力あるまちなみづくりの推進

現 状

本県の観光交流や集客拠点では、ワークショップなどの開催を通じ、地区の課題・特徴に基づいた将来目標、整備方針を官民が共有し、魅力ある景観形成にむけた取組が行われている地区がある【Ⅳ－⑨－１，２，３】。こうした活動を観光交流や集客拠点だけのものにとどめず、その他のまちづくりの機運の高まりつつある地区にも波及させていく必要がある。

本県では、集客・交流の促進など地域の賑わい創出に向けて、魅力ある景観など、デザイン性のある都市空間の形成を図るため、市町が行う魅力あるまちなみづくりを支援する取組を行っている。

■Ⅳ－⑨－１ 宮島口地区(廿日市市)の事例

- ・宮島口地区では、平成25年に「宮島口まちづくり協議会」を設立し、地元や事業者、自治体などで合意形成を図りながら、まちづくりを進めている。
- ・宮島口地区においては、世界遺産・宮島の玄関口としてふさわしいまちへと創りかえるため、平成27年に「宮島口地区まちづくり国際コンペ」を開催し、このコンペのアイデアを参考に宮島口地区のまちづくりの基本的な方針を示す、「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」を策定した。

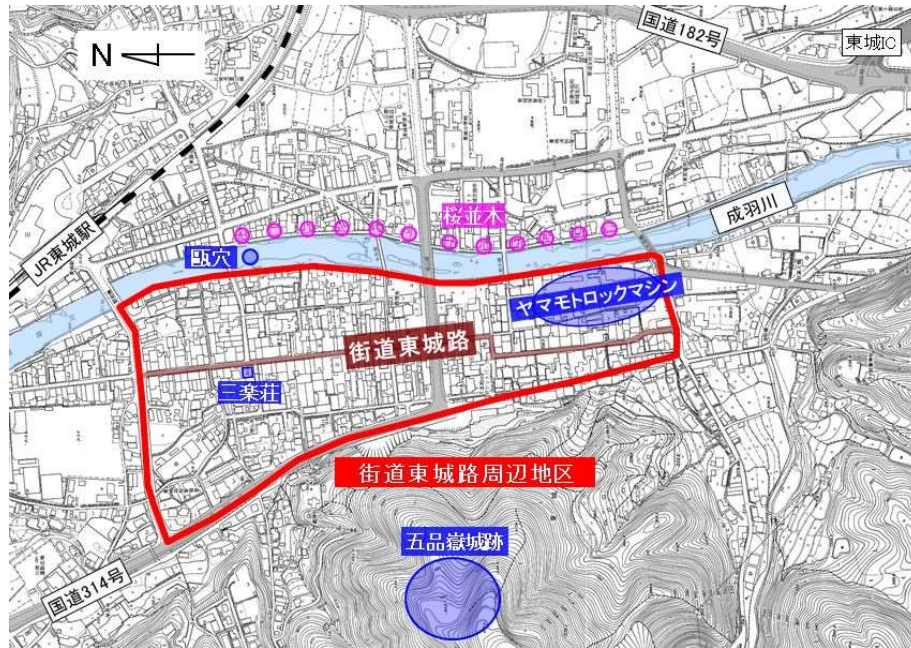


旅客ターミナル イメージ（※プロポーザル時のもの）

資料：宮島口まちづくり整備計画(廿日市市)

■IV－⑨－2 街道東城路周辺地区(庄原市)の事例

- ・東城地区においては、平成27年からワークショップを7回開催し、まちなみづくりのコンセプトと取組の方向展開を定めている。



資料：魅力あるまちなみづくり支援事業(広島県)

■IV－⑨－3 広島駅北口ロータリー・ペDESTリアンデッキ 事例

- ・駅の南北を自由通路で連絡し、スムーズな人の動線を確保するとともに、駅前における道路交通の円滑化を図る。
- ・オフィスなどが多いエキキタエリアにおいて、夜になると暗く不安を感じる道も多い。明るく開放的になった広島駅新幹線口広場からイルミネーションの光を繋げることで魅力向上を図り、エキキタエリア内への誘導・集客を図る。



Ⅳ. 魅力あふれる都市

■個性豊かなまちづくりの推進

⑩都市のオープンスペースの確保と有効活用

現 状

都市における公園・緑地などのオープンスペースは、休息、散歩、運動などのレクリエーションや、大震災などの災害時の避難場所、景観の向上など多くの機能を有している。特に近年では、歩道などの公共空地を有効活用し、地域全体で協力、連携してにぎわいの創出を図る取組が行われている【Ⅳ－⑩－１】。

しかしながら、高度経済成長期における乱開発や、人口増加に伴う住宅需要によりミニ開発が多く行われ、公園・緑地、道路などが十分に確保されないまま市街地が形成されてきた地区が多く残っており、こうした地区においてオープンスペースの確保が課題となっている。

■Ⅳ－⑩－１ オープンスペースを活用したまちづくりの事例

・JR広島駅新幹線口周辺地区においては、地域住民や関係事業者で構成されるエリアマネジメント組織(エキキタまちづくり会議)が立上り、公的空間の活用などのまちづくり活動が行われている。

【公的空間の活用】

毎月第3木曜日にエキキタエリアの企業や町内会から100人以上が集まり、町内清掃を行っています。



尾長連合町内会が指定管理者として公園の維持管理を行っています。緑地の芝生などを定期的に清掃し、常にきれいな公園を維持しています。

二葉の里の緑地帯に店舗を並べ、「エキキタ・カラフルマルシェ」を開催しました。当日は雑貨やおいしいお菓子など様々なジャンルから出店があり、たくさんの方にエキキタを楽しんでいただくことが出来ました！



資料:エキキタのまちづくりについて(広島市ホームページ)

Ⅳ．魅力あふれる都市

■市街地内の自然環境の保全

⑪貴重な緑地の保全と都市緑化の推進

現 状

都市における緑地は，都市にうるおいを与えると同時に，ヒートアイランド現象の緩和機能などの環境保全機能を備え，都市にとっては貴重な緑となっている【Ⅳ－⑪－１】。

しかしながら，特に市街化区域内の緑地については，都市的土地利用への転換が進み，減少傾向にある【Ⅳ－⑪－２】。また，風致地区や緑地として指定するなど，緑地保全のための制度など【Ⅳ－⑪－３】はあるものの，保全のための制度活用が行われていない緑地も多く存在している。

■Ⅳ－⑪－１ 屋上(壁面)緑化の事例

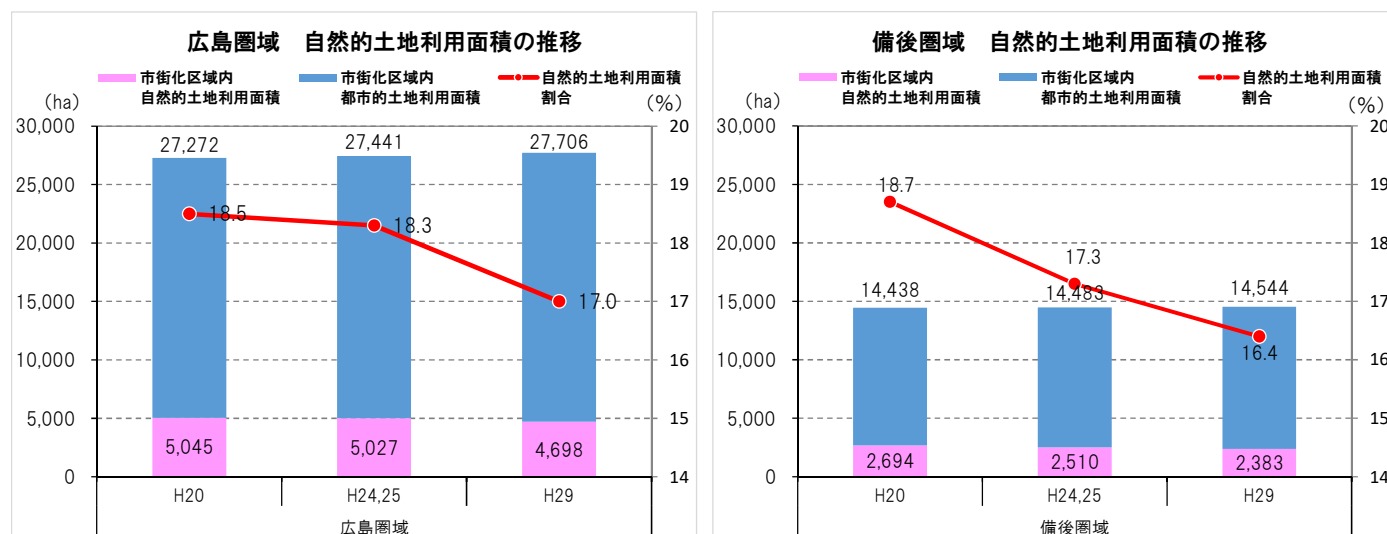
- ・県内においても，ヒートアイランド現象の緩和などを目的として，建物の屋上緑化や壁面緑化が行われている。



資料：本庁舎屋上緑化実験（広島市ホームページ）

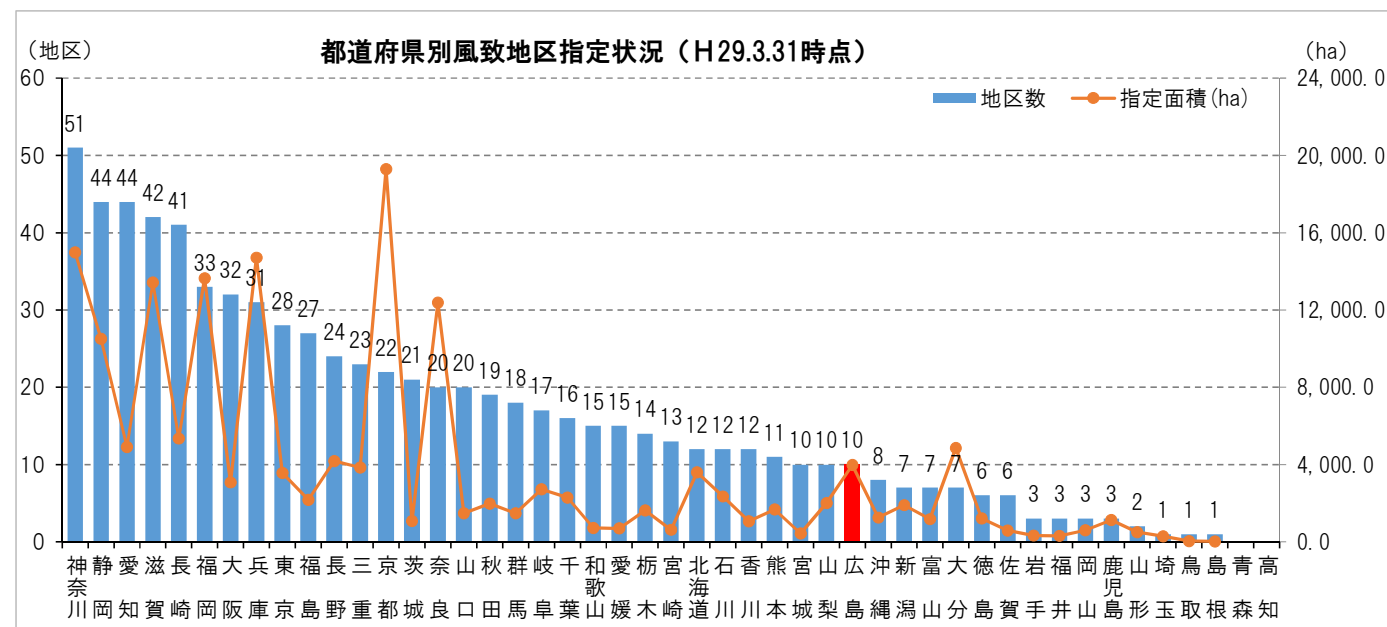
■Ⅳ－⑪－2 市街化区域内自然的土地利用面積の推移

・市街化区域内の自然的土地利用面積は減少傾向にあり、広島圏域に比べて、備後圏域の方が減少傾向が強い。



■Ⅳ－⑪－3 風致地区の指定状況

・広島県での風致地区指定は10地区であり、指定面積は約4,000haである。



資料：都市緑化データベース(国土交通省)より作成

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■市街地内の自然環境の保全

⑫汚水処理施設整備による環境負荷の低減

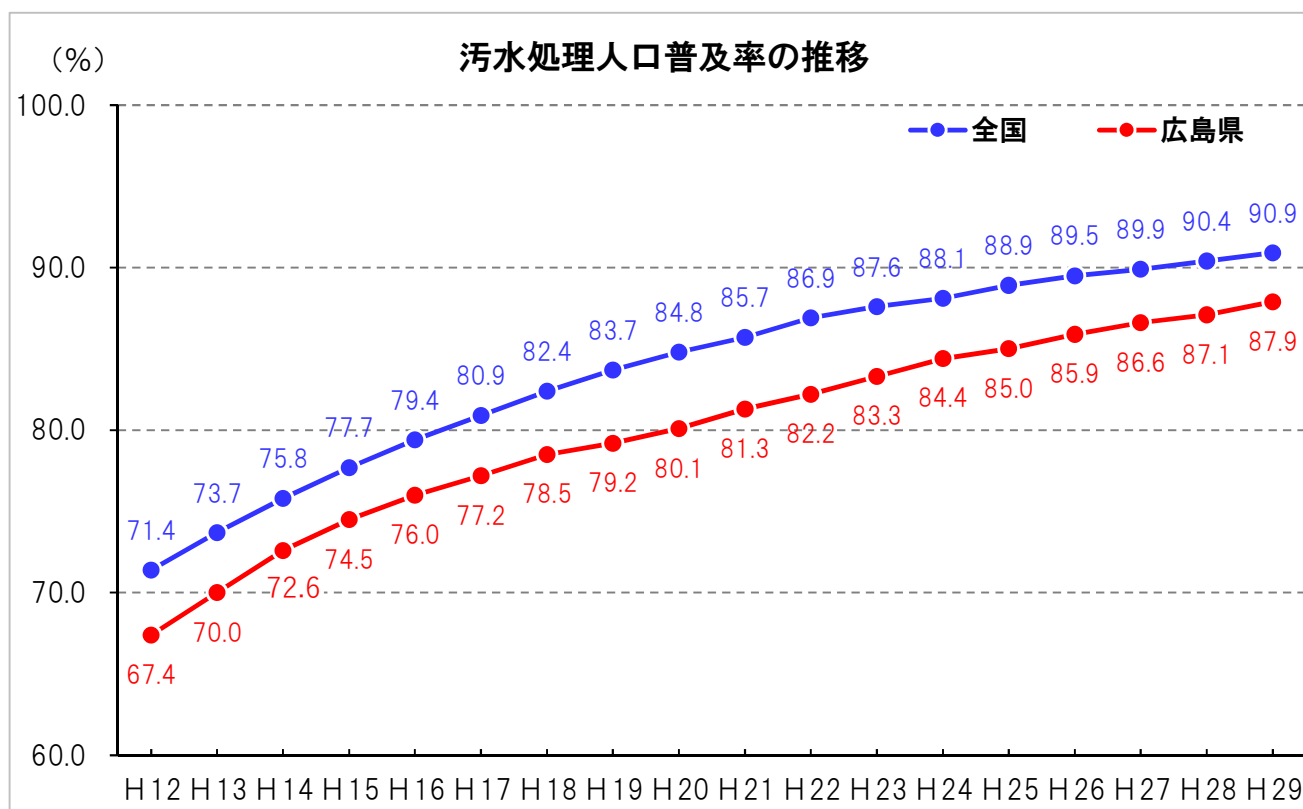
現 状

環境負荷低減に資する汚水処理施設での本県の汚水処理人口の普及率は、全国平均に比べ下回っており【Ⅳ－⑫－１】，県内市町間でも，汚水処理人口普及率に大きな開きがある【Ⅳ－⑫－２】。

今後，下水管路や汚水処理施設の多くが更新時期を迎える【Ⅳ－⑫－３】が，厳しい財政状況のもと，官民連携による計画的・効率的な維持管理及び改築の推進が求められている。

■Ⅳ－⑫－１ 汚水処理人口普及率の推移(全国・県)

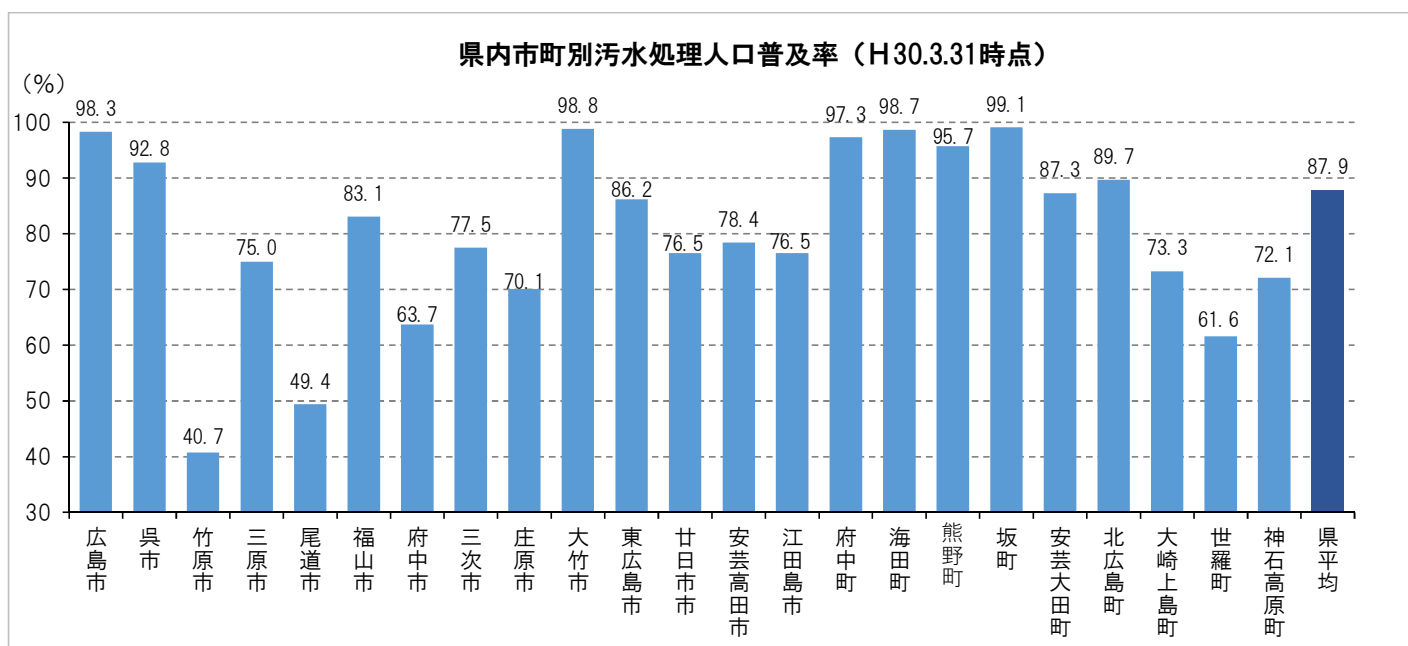
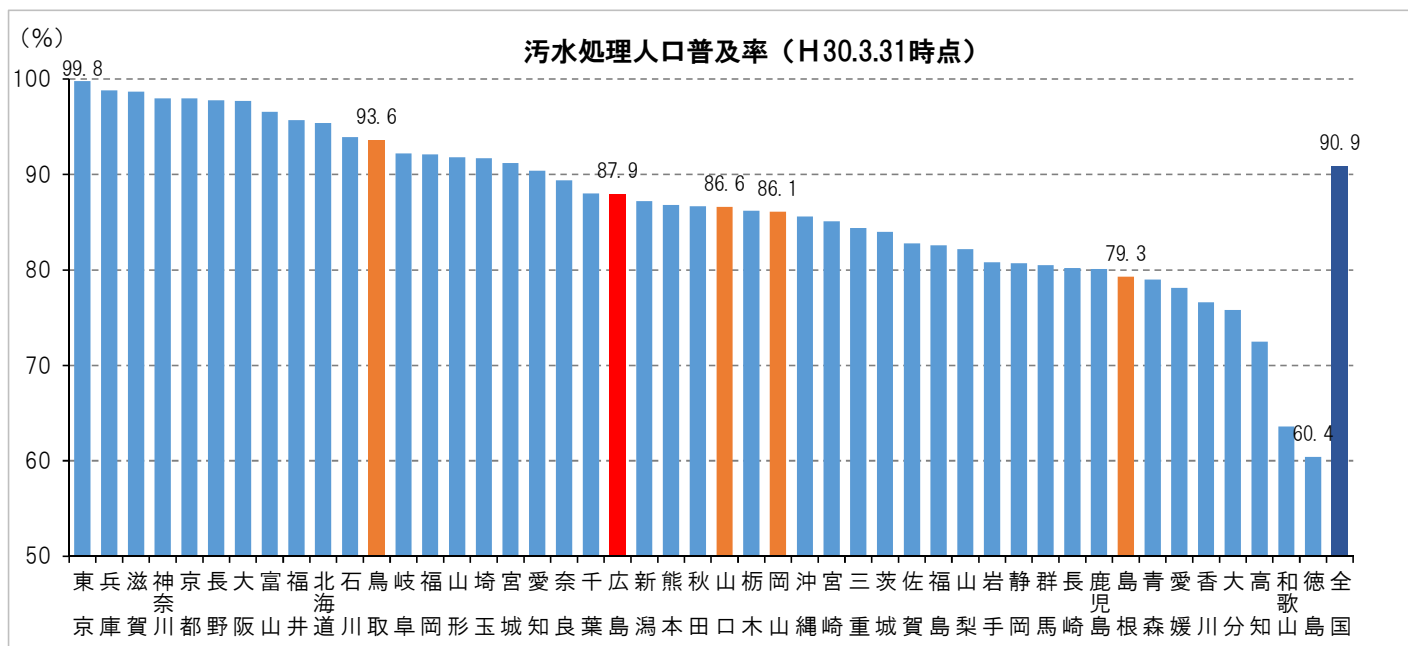
・広島県の汚水処理人口の普及率は年々上昇しているが，依然として全国平均を下回っている。



資料：汚水処理人口普及状況について(環境省)より作成

■Ⅳ－⑫－２ 汚水処理人口普及率

- ・平成29年度末時点において、広島県の汚水処理人口普及率は87.9%で、全国平均より低い。
- ・県内では、市町での普及率の差が大きい。

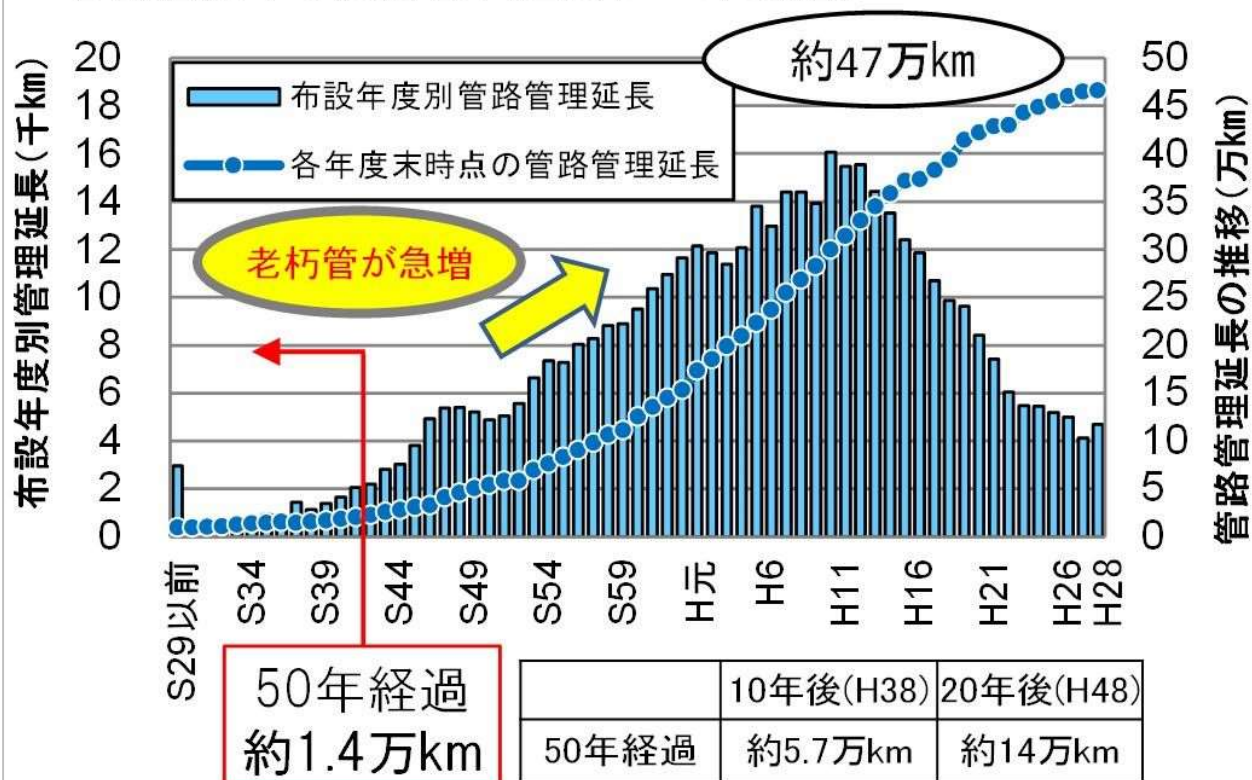


資料：平成29年度末の汚水処理人口普及率をとりまとめ（国土交通省ホームページ）より作成

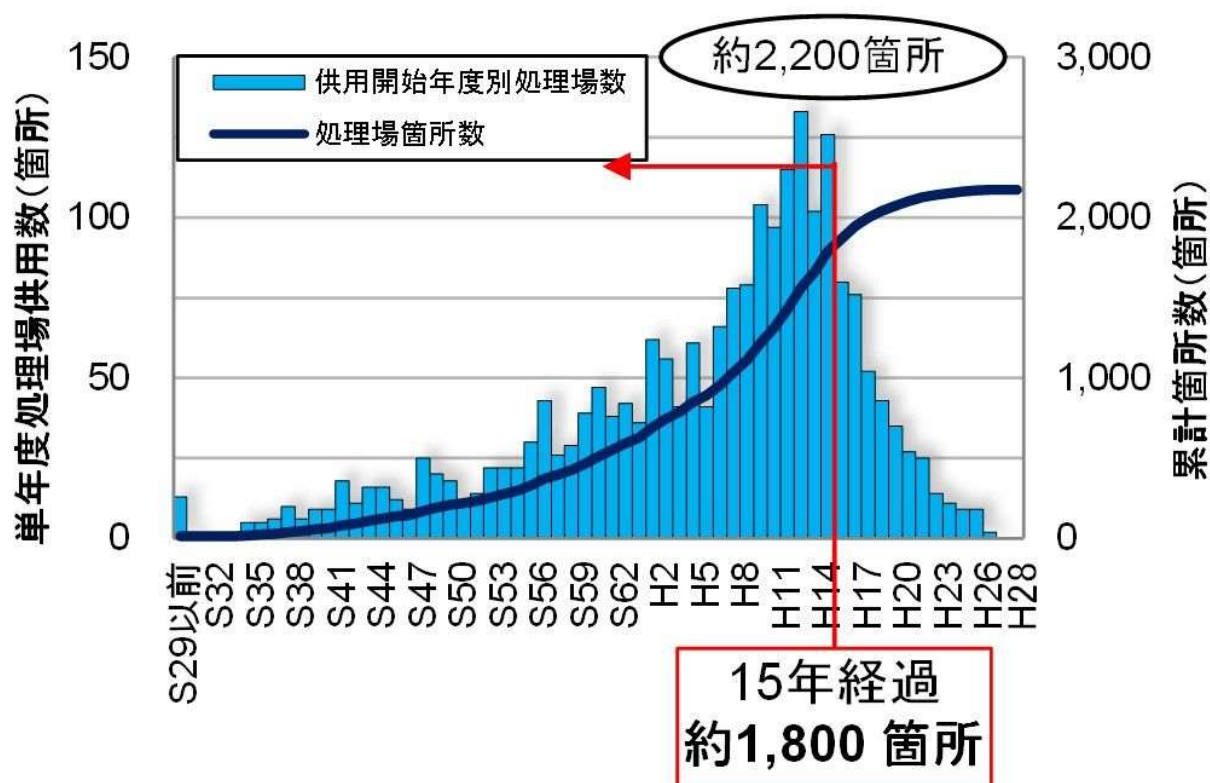
■Ⅳ－⑫－3 下水道施設の老朽化

- ・下水道の進展に伴い、下水道ストックが増大している。
- ・下水管路、処理場ともに老朽化が進行しており、更新が必要な箇所の増大が懸念される。

■ 管路施設の年度別管理延長(H28末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数(H28末現在)



資料: 下水道の維持管理(国土交通省ホームページ)

Ⅳ. 魅力あふれる都市

■市街地内の自然環境の保全

⑬河川・海岸などを活用した親水空間の創造とネットワークの形成

現 状

本県には美しい瀬戸内の海岸や市街地内を巡る河川などの親水空間がある【Ⅳ－⑬－１】。

こうした親水空間は、都市住民の憩いの場となるとともに、生物多様性の空間となっている。県内では、親水空間の整備や活用が進む地区【Ⅳ－⑬－２】がある一方で、魅力づくりが十分でない地区もある。

■Ⅳ－⑬－１ 元宇品地区親水プロムナードの事例



■Ⅳ－⑬－２ 広島市 旧太田川元安川地区事例



Ⅳ. 魅力あふれる都市

■市街地内の自然環境の保全

⑭都市農地の保全

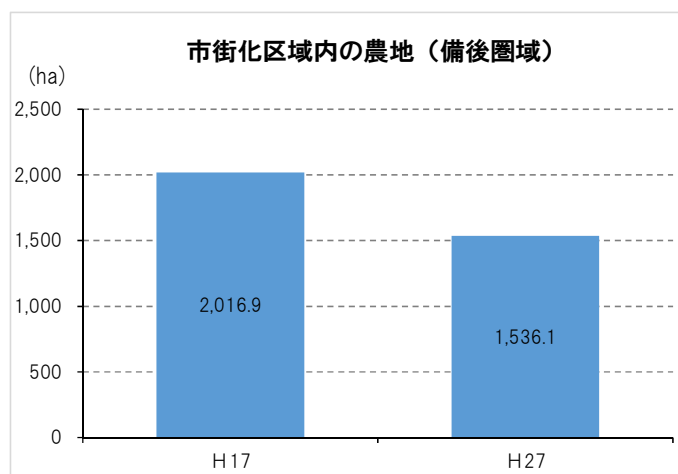
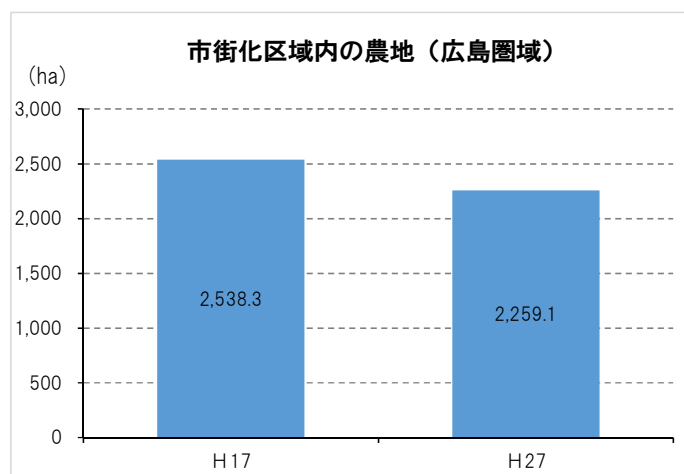
現 状

都市農地は、これまで宅地や公共施設の予定地などとしてみなされてきた。しかし、現在は農産物の生産の他、防災、環境保全、景観創出、食育・農業体験の場といった多様な機能を果たすものと見直されている。

平成27年に施行された都市農業振興基本法により、的確な土地利用に関する計画を策定し、都市農地とそれ以外の都市的土地利用とが共存する良好な市街地の形成を図ることとされている。しかし、県内における都市農地は年々減少傾向にあり【Ⅳ－⑭－1，2】，都市農地を保全するための各種制度などの活用を図る必要がある。

■Ⅳ－⑭－1 市街地内農地の推移

・市街化区域内における農地面積は減少傾向にある。



■Ⅳ－⑭－2 市街化区域内の農地転用の状況

・市街化区域内における農地の転用は件数・面積とも増加傾向にある。
特に広島圏域では、平成25年以降、農地転用が大きく増加している。

